人事異動

内閣府

国立研究開発法人日本医療研究開発機構監事に任命する（各通）
　小宮山　榮　牧　兼充
　今村　知明　大澤　彩　小野由美子
　（會田由美子）
　柿沼　由佳　鹿野菜穂子　黒木　和彰
　善如　悠介　中田華寿子　原田　大樹
　山本　龍彦
消費者委員会委員に任命する（各通）
　石井　雅也　大槻　奈那　小野寺伸夫
　（白井　智子）
　（栗田　智子）
　末松　則子　野村　修也　程　近智
　松本　祐一　水口　剛　米原　あき
休眠預金等活用審議会委員に任命する（各通）
　鈴木　洋子　松前江里子
独立行政法人国立公文書館監事に任命する（各通）
（以上九月一日）

最高裁判所

　高知家庭裁判所判事兼高知地方裁判所判事・高知簡易裁判所判事　清水紀一朗
大阪家庭裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（八月二十九日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の京都府及び大阪府へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十月四日
　皇居（正門）御出門
　東京駅御発
　京都駅御着
　京都大宮御所
　京都府立植物園
　お泊所　京都大宮御所
第二日　十月五日
　国立京都国際会館
　ザ・プリンス　京都宝ヶ池
　桂離宮
　お泊所　京都大宮御所
第三日　十月六日
　二〇二五年日本国際博覧会会場　日本館
　同　国連パビリオン
　同　国際機関館
　同　いのちの未来
　同　日本館
　大阪国際空港御発　特別機
　東京国際空港御着
　還幸啓

御祝電

天皇陛下は、サンマリノの建国記念日につき、九月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,010円」を「１時間1,075円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間973円」を「１時間1,038円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,078円」を「１時間1,141円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

神奈川労働局長　児屋野文男

第４号中「１時間1,162円」を「１時間1,225円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,052円」を「１時間1,116円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

奈良労働局長　石崎　琢也

第４号中「１時間986円」を「１時間1,051円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

鳥取労働局長　山下　禎博

第４号中「１時間957円」を「１時間1,030円」に改める。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月４日

東北地方整備局長　西村　拓

１　処分をした年月日　令和７年８月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鐶エスアール工業　小野寺美樹　福島県須賀川市八幡山153　国土交通大臣許可（般・特―03）第24617号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。